

政令第三百三十六号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた」を削る。

附則第二条の見出しを「(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)」に改め、同条第一項中「第二条第二項」を「(以下この条において「合併特例法」という。)

第二条第二項」に、「同法第四十七条」を「合併特例法第四十七条」に、「改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「改正後の」に、「なお効力を有する合併特例法施行令」を「新合併特例法施行令」に、「なお効力を有する合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法をいう。次項及び第三項において同じ。)

」を「合併特例法」に、「新なお効力を有する合併特例法」を「新合併特例法」に、「を市町村の合併の特例に関する法律」を「を合併特例法」に改め、同条第二項中「新なお効力を有する合併特例法施行令」を「新合併特例法施行令」に、「関するなお効力を有する合併特例法」を「関する合併特例法」に、「及びなお効力を有する合併特例法」を「及び合併特例法」に改め、同条第三項中「、新なお効力を有する合併特例法」を「、新合併特例法」に、「新なお効力を有する合併特例法施行令」を「新合併特例法施行令」に、「、なお効力を有する合併特例法」を「、合併特例法」に改める。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)
正)

第三条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)」に改め、同条中「市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理をする必要があるからである。